

1994年「労働法」を捉え直す

—— 中国社会主義労働法原理の検討を中心に ——

朴 艶 紅

序 論

中国では、1949年建国以降、労働法に関する最も重要な法典が2つあった。いずれも1978年以降の改革開放期において公布・実施されたもので、一つは、1994年の「中華人民共和国労働法」（以下、1994年「労働法」）で、もう一つは、2007年の「中華人民共和国労働契約法」（以下、2007年「労働契約法」）である。そのうち、1994年「労働法」は、憲法に基づき制定・実施された、中華人民共和国史上初の法律効力を有する労働立法である。

本稿では、その1994年「労働法」を取り上げ、法の構造を貫く社会主義的要因について考察したい。具体的には、1994年「労働法」において、それが制定された時点⁽¹⁾で、社会主義労働法原理が個別労働関係（主に労働契約関係）においてどのような法的構造をもって現れているのか、ということについて明らかにしたい。ここでいう「社会主義労働法原理」とは、中国の社会主義計画経済時代（1957-1977）に確立され、社会主義市場経済時代（1992-現在）においても依然として中国の労働関係を調整する、「中華人民共和国憲法」（1982年）で規定された法原理を指す。具体的には、社会主義公有制原則（憲法6条第1項）、労働力商品化の排除及び労働に応じた分配（按勞分配）の原則（憲法6条第2項）、また社会主義公有制と労働者の社会主義国家の主人公としての地位（憲法42条第3項）から発生する労働関係における労使間利益一致の原則などに代表される、一連の社会主義労働法理である。

労働法の起草は、早くも 1950 年代に始まったのだが、計画経済時代から改革開放の初期段階（1978-1991）に至るまで中断と再開を繰り返しながら改訂を重ねていったものの、法典化されるまでには至らなかった。そうしたなか、1992 年に憲法改正が行われ、起草開始から 40 年もの歳月を経て、1994 年 7 月 5 日にようやく法案が全国人民代表大会常務委員会で採択され、1995 年 1 月 1 日から施行することとなった。法典化への最後の一步を踏み終えたわけである。1992 年の憲法改正は、1982 年憲法のテキストに書かれた「計画経済」でも、純粋な「市場経済」でもなく、中国が「社会主義市場経済」を実行すると宣言したが、それは労働法の法典化⁽²⁾に対し決定的な影響を及ぼしたのである（Blanpain, Roger 等 2007 : 481）。それを受け、労働法の起草者たちは、ようやく長期的スパンにおける労働法の立法方針を定めることができ、法案は採択に至ったのである。その立法方針とは、社会主義市場経済体制の下で市場化された労働関係を構築することであった。

1994 年「労働法」総則の第 1 条では、本法の立法趣旨について次のように規定した。

——労働者の合法的權益を保護し、労働関係を調整させ、社会主義市場経済に適應した労働制度を確立・維持し、経済發展と社会の進歩を促進させるために、憲法に基づき本法を制定する。（第 1 条）

ここでは、「社会主義市場経済に適應した労働制度」という中国の労働立法史上全く以て新しい概念が用いられた。「社会主義市場経済に適應した労働制度」とは、社会主義計画経済時代に確立された社会主義公有制と按劳分配の原則などを維持しつつ、従来その存在が否認されていた失業の存在を前提とし、労働契約、労働力市場など市場メカニズムを取り入れて形成された一連の労働制度である。このように、「社会主義市場経済に適應した労働制度」には、「社会主義」と資本主義「市場経済」の原理が交錯した形で、一つの労働制度の中に共存するのである。それは、1994 年

「労働法」の基本性質をなしており、法の構造を論ずる上で最も基本的な出発点となる。

また、1994年「労働法」は憲法に基づき制定され、市場経済時代におけるその他の一連の労働立法の母法となる法律である。それは、賃金、労働契約、労働保護、安全生産、労働監察、労働争議、就業促進などに関する法律とその他の労働法規より上位にあり、中国の労働法体系を統括する役割を担わされている（最高人民法院1995：27）。このことは、「社会主義」と「市場経済」という相反する法理が、1994年「労働法」においてのみならず、市場経済時代の中国労働法体系全般を貫くものであることを示唆している。

ところが、これまでの研究において、「社会主義」と「市場経済」の原理が、「社会主義市場経済に適応した労働制度」において、具体的に如何なる形で結合されているのか、なぜそのような結合状態にあるのか、それは1994年「労働法」の法的構造を具体的にどのようなものに行っているのか、といった一連の問題について、中国国内のみならず英文・邦文においても稀な例外を除いて（森下之博2017と山下昇2003はその例外となるだろう）十分に解明されてこなかった。但し、興味深いことに、1994年「労働法」の法的構造に関する一つのストーリーが、長い間人々の同法に関する理解に深く関わってきたことが観察できる。序論の以下の部分においては、まず、1994年「労働法」の法的構造をめぐる既存のストーリーについて述べ、次に、それに関する新たな法解釈の枠組みを提示していきたい。

(1) 既存のストーリー：「排他的適用」の観点

過去20年余りの間に、1994年「労働法」の法的構造に関する知識は、中国政府と学者らにより作り上げられた次のようなストーリーによって繰り返して生産され、労働官僚・学者・法実務家から一般の労働者に至るまで広く定着していった。即ち、個別労働関係には、契約法理をベースにした「市場経済」のメカニズムが適用され、また集団的労働関係には、社会主

義公有制の下で労使間の利益が一致する「社会主義」労働法理が適用されるということである。

本稿でいう個別労働関係とは、個別の労働者と雇用主の間で、書面または口頭の労働契約を締結することで定立された労働契約関係を指す。また、集团的労働関係とは、集体としての労働者とその雇用主または雇用主の組織との間で、労働条件、賃金、また労使関係に関わるその他の内容をめぐって形成された労働関係を指す。これらは、いずれも1994年「労働法」の規定を受け、定立された労働関係である。さらに、本文では、「市場経済」と「社会主義」の法理が、それぞれ個別と集团的労働関係において排他的に適用されるというストーリーを作り出した考え方を、「排他的適用」の観点と称する。

この「排他的適用」の観点からは、個別労働関係（主に労働契約関係）において社会主義労働法理が適用されなくなったと主張される。もしくは、そこでは社会主義労働法理は形骸化され、労働契約関係において、社会主義政体の体面を維持するために用いられたプロパガンダに留まる影響力しか発揮されなくなったと捉える傾向がある。それに関して、徐小洪の記述が典型的である。

計画経済の下で、労働者は労働力を国家に譲渡し、労働力は国家により所有され、国家は労働者に行政的性質の保護を与えていた。そのため、労働者は国家への従属・依存者として労働関係の中で現れるようになった。……市場経済になって以来、法形式上、労働者は労働法関係の主体となり、労働権利を享受し義務を履行する労働法関係の参加者となった。これは中国の労働関係に根本的な転換をもたらし、歴史的進歩を示す出来事であった。しかし、現実の中で、法主体・権利主体としての労働者の地位は完全に確立されているとは言えず、労働法律、法規の規定する労働者の権利が十分に保障されず、権利が侵害された際に適切な救済が得られない状況にある。従って、労働者の権利を保護するためには、労働法関係における労働者の真の主体的地位を

確立すべく、市場における労働者の自由かつ独立した主体的地位を確立させるべきである。これは労働法規の基本理念であり労働法規の根本趣旨である。(徐小洪 2009: 47、傍点筆者)

徐は、中国民営企業の労働関係の研究に長年携わり、主に個別労働関係において労働者の市場における主体的地位を確立させるべきであると主張してきた研究者の一人である。氏は、社会主義労働関係からの「根本的な転換」と「歴史的進歩」を経て確立された労働法規の「基本理念」と「根本趣旨」が、労働法関係における「労働者の真の主体的地位」や「市場における労働者の自由かつ独立した主体的地位」を確立させることであったという。マルクス主義理論の厳格なディシプリンを受けた氏は、マルクスが『資本論』において詳細に述べられた19世紀イギリス工場労働者の(賃金労働者としての)市場地位について、誰よりもよく理解していたのだろう。その氏にとって、市場経済時代の中国労働者が「市場における自由且つ独立した主体的地位」を手に入れるためには、19世紀イギリス工場労働者たちの有していた賃金労働者の地位を一旦獲得する必要があったのである。21世紀の中国の文脈で言うならば、即ち、労働者が労働力を自ら全的に所有し、且つそれを商品として市場で自由に売買し、その代価を受け取る主体になるということである。ところが、社会主義公有制をはじめとする社会主義労働法理は、その根底において労働力商品化を否定する。氏も現状は上述の市場の主体的地位が完全に確立されるまでには至っていないと認めている。だが、それは改革の不十分さゆえに起きたことであって、十分な改革を通して実現させるべきであり、それこそが労働法の「基本理念」と「根本趣旨」であるという。1994年「労働法」に関するこの類の診断は、個別労働関係において労働力商品化の存在を否定する社会主義労働法理がもはや適用されなくなった(或いは適用されるべきでない)ことを示唆している。だが、それは1994年「労働法」に関する最大の誤解であるといえる。

1994年「労働法」は、少なくともそれが法典化された時点において、

労働力の商品化（＝労使間で貨幣を媒介にした労働力の取引）を全的に是認したわけではなかった。1994年「労働法」は、あくまでも社会主義労働法理という大枠のなかで、労働契約制度を取り入れ、労働者に一定程度の職業選択の自由ならびに失業の自由を認めただけだった。したがって、1994年「労働法」とそれを母法として制定された一連の労働法規が、個別労働関係において近代市民法における自由・権利と同等なものを中国労働者に付与した、または付与することをその「基本理念」とするといった判断は、理想と現実、或いは虚構と事実を混同させている嫌いがある。本稿はそれとは反対に、「市場における労働者の自由かつ独立した主体的地位」（＝近代市民法における自由・権利と同等なもの）を「確立させない」ことこそ、社会主義労働法理（と秩序）を通して1994年「労働法」が実現せんとする基本理念であると主張する。

この類の議論は、多くの場合、人々によって無自覚に再生産されてきたわけだが、その背後には漠然とした進歩史観が潜んでいる場合もあるし、単に政治的プロパガンダを鵜呑みにした場合もある。中国賃金決定の法的構造に関する体系的な研究において、森下之博は「排他的適用」の観点を非常に的確に見抜いていた。氏は、中国における労使間の賃金決定は、労働市場における労使の決定という枠組みの中だけで捉えられがちであるが、市場経済の存在を前提とする賃金の捉え方では不十分であり、社会主義的視点と市場経済的視点を併せもって現代中国の賃金を捉えなおすことが必要不可欠だと注意を促している（鄒庭雲 2018：100、森下之博 2016）。

他方で、それとは対照的に、「排他的適用」の観点は、集团的労働関係においては資本主義「市場経済」でみられる集合体としての労資間の市場競争の原理（＝階級闘争の理念）を徹底的に排除していた。それによって、現代資本主義諸国のように、生存権（人間たるに値する生存の権利）を基に労働者の結社権、団結権、団体争議権の労働三権を発展させる可能性をその根底において退けていた。その上で、社会主義公有制下での労使間利益一致の原則に基づき、集団としての労使関係⁽³⁾を調整してきた。それによれば、理論上、社会主義公有制の下で国家の主人公となった労働者は、社

会主義革命を通して政権を勝ち取った段階で、資本主義国家における生存権の問題は基本的にクリアされていたとされる。

「排他的適用」の観点は、改革開放時代に国家が積極的に構築しようとした労働秩序を反映している。⁽⁴⁾当然のことながら、それは、労働法の法的構造についてなされた整合性のある法解釈に基づいたものでなく、労働制度の設計者の意志（＝国家意志）、それもその一部を取り出して断片的に組み合わせた物語であった。つまり、国家による労働統制の目的で作りに上げられたストーリーだった。「排他的適用」の観点がもたらした弊害は、中国の労働法制に関する蜚語楼を作り上げ、人々を惑わせ真実から遠ざけてきたことである。中国労働法学の権威・常凱は、中国最高レベルの社会科学雑誌「中国社会科学」に掲載され、（2021年1月現在）中国文献検索エンジンCNKIでダウンロード数と引用数（中には一部批判も含めて）が15428回と417回を超える、労働領域にしては異例の影響力を誇る論文（常凱2013）において、中国の労働関係の調整体制が「集団化への転換（中国語表記は、集体化轉換）」を成し遂げつつあると主張した。氏は、21世紀に入り、賃上げ・社会保障金の充実などパイの分配をめぐる声を上げるようになってきた中国労働者の間で、結束と団結へのニーズが急速に高まってきているとし、そのような状況を鑑み「中国の労働関係の構造と調整体制が個別労働関係から集団的労働関係へと転換を成し遂げつつある」と指摘した（常凱2013：95）。氏は、概ね二つの段階を経て市場化された労働関係（に関する法整備）⁽⁵⁾が実現されると考えていた。1980年代から始まった個別労働関係の市場化を目標とした労働制度の改革がその第一段階で、それは「労働契約法」の実施された2008年まで続いた。この段階で、「中国の都市労働者は国有企業の工人から雇用労働者へ、また農村部の出稼ぎ農民は農民から雇用労働者へ変身した」のだが、2007年「労働契約法」がそれを法において承認したというのである。そこで、中国で市場化された労働関係を調整する法整備が初歩的に形成された（常凱2013：102）。氏は、労働力商品化の存在を否定する社会主義労働法理が、中国の個別労働関係においてもはや適用されなくなったと、上述の徐より

もなお明確に述べていた。というのは、2007年「労働契約法」が労働力の商品化を是認する近代市民法における雇用の存在を承認したと断言しているからである。このようにして、上述の徐の論文の発表から僅か4年の間に、中国の労働者たちは、個別労働関係において「自由且つ独立した市場主体的地位」が確立されていなかった状況から脱出し、市場主体たる雇用労働者に大躍進を成し遂げていったのである。しかし、2007年「労働契約法」に関しては本文の検討範囲を超えるが、2007年「労働契約法」がその母法たる1994年「労働法」の立法趣旨と基本原則をほとんどそのまま受け継いでいたことを鑑みると、常の主張は全くもって誤った判断であるといえる。中国の労働法理において最も根本的な指針となる憲法原則である社会主義公有制の原則が廃止されない限り、資本主義諸国でみられる雇用労働が拠って成り立つ法理論上の基盤は存在しないからである。

続いて、氏は、労働関係の市場化を最終的に完成させるためには「法制化された集団的労働関係の形成」が必要となるのだが、2008年から現在に至るまでの第二段階ではそのための法整備が行われるという。興味深いことに、労働関係の市場化が最終的に完成された段階で中国の労働者たちに労働三権が付与されているかどうかについて、氏の答えはノーだった。即ち、社会主義市場経済において、労働力の商品化が全面的に認められ雇用労働者となったとしても、労働者に対し労働三権などの集団的労働権利は認めないということだ。法制化された集団的労働関係の目的が、「社会安定を目標にし、労使間の対立を認め、法を通してウィンウィン関係を実現する」（常凱 2013：108）ことであるとされるので、この第二段階においても集団的労働関係を調整する労使間利益一致の社会主義原則が引き続き援用されることになる。かくして、マルクス主義者たちの好む「発展段階論」によって導かれた「幸福な世界」の果てに、中国の労働者たちを待ち受けているのは、何と虚しい現実なのだろうか。結局のところ、「法制化された集団的労働関係」が実現しようとするのは、集団的労働の自由が制限され、実力行使の道だけが残された労働者に対し、資本主義諸国の工場法時代に行われていた法の名義での国家による統制と収奪でしかないの

である。その現実ですら、労働者たちは、存在もしない「自由且つ独立した市場主体的地位」が付与されたと歓喜・喝采する知識人たちが放った煙幕弾を潜り抜けなければ到達できないようになっていた。

常が「1990年代から中国労働関係の転換問題に取り組んできた」ことを考えると、「排他的適用」の観点が如何に長い間その影響力を駆使してきたのかが伺える。我々は「排他的適用」の観点がもたらした混乱を深刻に受け止め、正していく必要がある。

続いて、1994年「労働法」の法的構造に関する新たなストーリーを描いてみよう。

(2) 新たなストーリー：「国家（資本）による労働の収奪」の視点

本稿は、1994年「労働法」の法的構造について、「排他的適用」の観点とは違って、労働法の設計者の意志（＝国家意志）に関する整合性のある法解釈を提示することを狙いとする。以下では、その際に、どのような視点からアクセスしようとするのかについて述べたい。

上述の通り、森下は、中国の賃金決定に関する法的構造を解明するに当たり、社会主義的視点と市場経済的視点を併せもって現代中国の労働法を捉えなおす必要性を強調していた。そうしてはじめて中国の市場経済体制における賃金決定の法的構造と資本主義体制におけるそれとの「外形的類似性」のヴェールに隠された本質的に異なる性質を明らかにすることができると主張した。ほかにも、山下昇（2003）に続き、労働法の制度設計に「社会主義秩序をベースにした市場利用の考え方」が反映されていると指摘するなど、中国労働法について多くの示唆に富んだ見解を提示した。本稿では、森下の問題意識に同調しつつ、労働法制度に内包する社会主義労働法理（と秩序）が国家（資本）による労働の収奪を促した点に重点を置いて、1994年「労働法」の法的構造を考察することにする。それは、国内の経済体制改革のみならず、中国经济がグローバルな資本主義経済秩序に融合していくなかで、労働法が果たした役割に着目することで浮かび上がったポイントであり、これまでの先行研究に見られなかった新たな視点

である。

1994年「労働法」の立法趣旨からも分かるように、労働法には社会主義と資本主義の相反する二つの法理が絶えず拮抗しつつ、共存している。言うまでもなく、1994年「労働法」は、社会主義と資本主義市場経済の労働理念・労働制度の間で行われた妥協と折衷の産物である。それは、対内的に「中国政府が、古い計画経済の特定の特徴を保存すると同時に、1978年以来15年余りの間に徐々に影響力を増してきた、許可された市場主導の勢力との間で維持しようとする微妙で不安定なバランスを明らかにしていた（Josephs 1995、Blanpain, Roger 等 2007: 481）」。また、それによって、労働法についての解釈は著しくコンティンジェンシーなものになり、二つの法理を支える外部環境の変化に応じて変容していったのである。例えば、社会主義労働法理と相反する労働力商品化を是認する資本主義民法における雇傭を、「社会主義市場経済に適応した労働制度」に包摂すべきか否かに関する議論を取りあげてみよう。政治・経済的環境と社会通念の広範な変化に伴い、1990年代の「机の上では否定しながらも、裏では部分的に容認していた」から、上述の常のように「全面的に肯定する」まで、それに関する議論は大きく揺れ動いていたのである。このように、1994年「労働法」はその立法趣旨から本来的に構造的な不安定性・不確実性を帯びており、多様な法解釈の余地を残していた。そして、そのことが、法と政策の境界線をさらに曖昧にさせ、権力による統制の道具としての労働法の色彩を強めていた。

その影響を受けたのか、これまでに1994年「労働法」をめぐる議論は、主に「国内経済体制改革の道具論」（以下「道具論」）という視点から展開されてきた。中国の労働運動家・段毅は、1994年「労働法」が市場における集団としての労資間の対立と闘争とはまったく無縁な労働立法であり、国内の経済体制を改革するために用いられた制度的道具にすぎなかったと述べる（2017年筆者が深圳で行ったインタビュー調査）。また、山下昇（2003）は、経済体制改革の最も重要な場面だった国有企業改革において、労働法が大規模な「余剰人員の削減」を実現する上で果たした役割に着目

していた。ほかにも、アメリカの政治学者 Gallagher (2010) は、中国政府が生産効率も悪く、余剰人員を多く抱えた一部の国有企業を外国投資者に半ば強引に転売した代償として、雇用・生産と労働管理面における資本のほとんど制限なき自由を黙認したとする。Gallagher は、中国政府が自国の最も効率性の悪い計画経済部門を改革するに必要だった外国資本を誘致するに当たって、労働法が駆け引きの際に切り札として用いられたことを強調していた。このように、道具論者たちは、1990年代半ばに法の支配 (Rule of Law) の名義でなされた労働立法が、法治の精神と秩序を中国に植え付けるよりも、体制改革に都合のよい法の道具的特性が利用されていたことに注目していた。

だが、これらの論者たちは、1994年「労働法」が、対外的に、1994年に WTO 加盟申請を行った中国政府が、「労働法と産業関係に関する国際基準に自国の労働制度を近づけようとする意識的な努力の表れでもあった (Blanpain, Roger 等 2007)」ことを見過ごしている。国内経済体制改革と対外開放の関係は、互いに資する形でなされていて、両者は決して孤立した出来事ではなかった。労働法は、中国が自国の門戸を開き外国投資を受け入れると同時に、国内経済をグローバルな資本主義市場経済と融合させ、世界市場に進出していくことも視野に入れられた野心的な立法であった。冒頭でも述べた通り、1992年の憲法改正がこのような長期的スパンでの立法方針の制定に影響を及ぼしたのである。しかし、それよりも重要なのは、中国政府がこれらの対内的・対外的戦略の背後で、1994年「労働法」を通して構築しようとする労働秩序の性質と、労働法の有する秩序形成的側面を、道具論者たちが見過ごしている点である。「社会主義市場経済に適応した労働制度」の構築を立法趣旨とする 1994年「労働法」は、市場経済時代の中国において労働・生産と分配をめぐる国家、資本と労働者三者間の基本的な関係構図を確立させた。そして、それを基に、イアン・ブレマー (2011) のいう中国型国家資本主義が形成されていったのである。これは、労働法が、体制転換期において「道具論」をはるかに超える役割を担っていたことを意味する。なぜなら、資本主義から社会主義へ、社会

主義から国家資本主義への「体制転換について最も基軸をなすものは、資本・労働関係の変革である（山本恒人 2020：135）」からだ。そういう意味で、1994年「労働法」は、国有企業の余剰人員の削減や国有企業改革に必要な資金調達など国内体制改革に必要なツールとして用いられただけでなく、それはグローバル化時代の中国型国家資本主義という特殊形態の「社会主義」政治経済システムの土台を成す社会関係を規定していたのである。

このように、本稿では、1992年に確立を宣言した社会主義市場経済体制を、20世紀末から21世紀にかけてのグローバル化時代の「国家資本主義」⁽⁶⁾の枠組みの中で、その「内生的な秩序形成」の側面に着目することにより、1994年「労働法」を捉え直していきたい。そうすることで、労働法の内包する上述のような不安定さ・不確かさや、またそれゆえの政策と法の境界線の曖昧ささえも、国家資本主義体制の要請であり、それが構築しようとする労働秩序の本質的な構成要因であったことがわかる。また、社会主義労働法理は、「『曖昧な制度』としての中国型資本主義」（加藤弘之 2013）の土台を構成する要因であっただけでなく、計画経済時代から引き継いで国家（資本）による労働の収奪に必要な法理論としてその役割を果たしていたことが浮き彫りになる⁽⁷⁾。

社会主義経済モデルを国家資本主義とみなす考え方自体は決して新しいのだが⁽⁸⁾、市場経済時代の中国政治経済体制を国家資本主義とする主張が提起されたのは、比較的最近のことであった。代表的な論者にアメリカの政治学者イアン・ブレマー（2011）、日本の経済学者加藤弘之（2013）などがある。これまでに、1994年「労働法」を、国家資本主義の政治経済システムの中に位置づけた研究は、筆者が調べたところ見当たらない。したがって本稿が、1994年「労働法」を、またそのなかの社会主義労働法理を、国家（資本）による労働の収奪に必要な制度・理論基盤を提供するものとして捉えるのも、新たな試みとなるだろう。

本稿では、以下の章において、国家資本主義の文脈のなかで「国家による労働の収奪」という視点から、1994年「労働法」の個別労働関係（＝

労働契約関係)において「社会主義」と資本主義「市場経済」の法理がいかに結合されていたのかに関する新たな解釈(新たなストーリー)の可能性について述べていきたい。具体的には、第1章で1994年「労働法」に関する二つの基礎的概念—「社会主義労働」と「労働力所有制」について、第2章で労働契約関係の法的構造について述べ、最後に結論という順で進めていきたい。

注

- (1) 市場経済時代において、国民経済に占める市場の比重と役割が増していくことにつれ、労働契約の法的構造に関する(学界の)解釈は、少しずつ変化してきた。そこで、本文では「制定された時点」での1994年「労働法」を考察の対象にしている点について、あらかじめ断っておきたい。
- (2) それまでに経済改革の路線をめぐって、「中国政府は計画を主とし、市場を補とする」(1981年)、「計画の有る商品経済を実行する」(1984年)、「国家が市場を調節し、市場が企業をガイドする」(1987年)などを打ち出してきた。そこから、計画と市場の関係、国家・市場・企業の関係や国家・集体・個人の関係など経済改革にまつわる重要な問題をめぐって党中央が大きく揺れ動いていたことが伺える。そこで、1992年1月に、軍のトップだった楊尚崑が同伴する中で実現された鄧小平の「南巡講話」は、一つの大きなターニングポイントとなった。鄧小平は、軍の勢力を後ろ盾に、計画経済を破棄し「社会主義市場経済を実行する」ことを、1992年憲法修正案に書き入れたのである。それは結果として、全社会に向けて大きなシグナルを放出したのである。1980-1990年代の経済改革の経過に関して、詳しくは、呉敬蓮(2018)、薛暮橋(1996)を参照せよ。
- (3) 本文では、「労使関係」と「労働関係」を区別することなく、労働者と使用者との関係を示す同一概念として捉える。
- (4) 市場経済時代における中国労働政策の目標(=国家が構築しようとした労働秩序)について簡単に述べたい。中国の労働政策が専門の岳経倫は、「経済成長」と「社会安定」(集団的労働関係の安定)を同時に実現させることが、市場経済時代における中国労働政策の目標であると指摘する(Kinglun Ngok 2008: 45)。そこで、集団的労働関係を安定させるために、中国政府は、労働三権など集団的労働権利は認めないが、その代わりに労働者の賃金、休息・休暇、安全生産、失業救済、社会保険など個別的権利を充実させていった(陳峰 2020: 48)。また、集団的労働関係を個別労働関係の枠組みに

取り入れて調整することで、集団としての労使間の衝突を「用意周到」に分解し、排除していった。かくして、中国の労働者（主に出稼ぎ労働者）が労働者階級としての自覚を形成する前の段階で、国家が先手をうつ形で労働制度が整備され、労働運動の発生を未然に防ぎ、「社会安定」を維持させる目標を実現していったのである（陳峰 2020）。ということで、市場経済時代において、「経済成長」によってもたらされた賃金、社会保険金など個別的権利の充実をもって、「社会安定」を維持するという労働政策が施されたのである。

- (5) 常の論文では、労働関係を調整する法や政策だけでなく、労使関係自体も個別から集団的労働関係へと転換すると述べられていたが、変化の対象について混乱する様子が伺えた。
- (6) 本稿において「国家資本主義」は重要な概念の一つであるが、国家資本主義について、また社会主義市場経済体制と国家資本主義の関係についての考察は、別稿に譲りたい。以下では、本稿で中国型「国家資本主義」をどのように捉えているのかについて簡単に述べたい。

① まず、本稿では、中国型「国家資本主義」を、国家があらゆる制度形成における統制権を基に市場を利用し、労働者に対する持続可能な収奪と国家あるいは支配者層の利益に資する資本蓄積を目指すものと捉える。

② 次に、「国家資本主義」はグローバル化時代における社会主義経済の一形態であり、社会主義計画経済と完全に断絶されたものでなく、むしろ連続性を強く呈していると考えられる。中国は1994年にWTO加盟を申請し、2001年に加盟が実現したわけだが、中国の国内市場が国境を越え、資本主義自由貿易システムと融合していくなかで、国際貿易慣行や投資協定などを遵守する責務を負わされたことによって、国家資本主義への道が開かれていった。社会主義計画経済時代には、強力な国家権力——国内の政治・経済・社会・文化などあらゆる分野における制度形成に関する圧倒的な統制力——が、二つの収奪、即ち、農民の労働（農産品価格を抑制することで工業が農業を収奪する）と都市部労働者の剰余労働力価値への収奪（20年以上続いた合理的低賃金制）を通じて、国家資本の蓄積（重工業の発展）を行った。そして、市場経済時代には、計画経済時代の国家による自国民への収奪と資本蓄積の路線を基本的に維持しつつ、計画経済時代にはなかった豊富な外国資本・技術・設備と自国の潤沢な労働力資本を用いて、新たなラウンドの資本蓄積と収奪をスタートさせたのである。その意味で、所謂社会主義市場経済体制というのは、この新たなラウンドの資本蓄積と収奪のために構築した一連の制度整備の総和であり、国家資本主義を支える制度群であるといえる。当然ながら、1994年「労働法」も、そのような文脈で制定・実施されたのである。つまり、国家資本の蓄積と収奪という側面に限って言う

ならば、中国共産党治下の中国国家と人民の関係は計画経済時代と市場経済時代では本質的な差異は見られないのである。言い方を変えれば、「毛沢東型社会主義も鄧小平の改革開放もナショナリズムと生産力主義という点では変わりがない（加藤弘之・上原一慶 2009：62）」ということになる。バrinton・ムーア（1987：240）は「共産主義による抑圧は今のところ、過去においても、また現在でも、主としてその下にある民衆に向けられている」としたが、そのような診断は共産主義社会の組織原理を土台に築きあげられた中国型国家資本主義においても妥当であった。したがって、中国がグローバル資本主義市場に接合していく過程で、国家資本主義の道へと発展していったのは、極めて自然な流れだったように思える。

③ 本稿では、1992年憲法改正から始まった中国型「国家資本主義」が、1994-2008年と2008-現在の2つの異なる時期において、それぞれ異なった特徴をもつとみなす。イアン・ブレマー（2011）は、「国家資本主義」を「国家と市場」の対立の構図においてとらえ、自由市場主義との対比の中で説明していた。氏によれば、国家資本主義は、政治面で権威主義的である国家が、経済面で「国営企業」「旗艦企業に対する国家の助成」「国家ファンド」などの形式を通じて、自国の選ばれた「ナショナル・チャンピオン」企業に利権を与え、グローバルな市場において有利な立場で自らのシェアを拡大していくなど、経済における主導的な役割を果たすことを指すという（梶谷懐 2014）。

氏は、国家資本主義の二つの特徴を非常に的確に指摘していたように考えられる。即ち、① 国家と、国有企業はもちろんのこと、民間企業との間にもはっきりとした境界線をもたない。② 市場が個人に機会をもたらすものでなく一握りの支配者層の利益のために利用されている。しかしながら、氏の言う上述の国家資本主義は、リーマンショック以降の中国（2008-現在）において現れた比較的新しい形態であろう。

中国ではこれまでに2種類の国家資本主義の形態が存在すると考えられる。一つ（前期）は、2001年WTO加盟（1994年からの加盟のために行った準備期間も含む）から2008年リーマンショックまでで、もう一つ（後期）は、リーマンショック以降から現在に至るまでである。前者では、国家が政策や制度形成に関する巨大な統制力を駆使して、グローバル資本と市場、自国の廉価な労働力を用いて海外拡張のために必要な原始資本の蓄積を行う段階であった。この時期に、中国では企業資本への完全なる私的財産権は認められていなかったものの、硬直した計画から解き放たれ、財政分権化改革（1994年）によって財政的インセンティブがもたらされた地方政府が市場主体となった市場競争は活気にあふれていたのである。各地の地方政府は、1990年代に競って「三来一補」など輸出加工貿易業を営む郷鎮企業を営んでいた

が、2000年代に移行するに連れ「企業経営」から「土地経営・都市経営」へとより収益性の高いレント・シーキングの方式を模索していった。他方で、中央政府は1990年代末に「抓大放小」を通して、国有企業のうち国民経済の命脈に関わる産業の統制権を中央政府に残し、小規模で国家発展戦略における重要度の低い国有企業に対し大幅な民営化改革を行った。それとほぼ同時期の2002年に、1990年代半ばに全国工業生産総値の半分近くを占めていた郷鎮企業の民営化改革も概ね完成し、国民経済における非公有制経済の比例が一気に拡大していった。2010年代になると、非公有制経済が概ね全国の50%以上の税収、60%以上のGDP、70%以上のイノベーション、80%以上の城鎮就業と90%以上の企業数を占めるようになったと言われるようになった。そこで、国家は、現代企業制度の導入を大いに推し進め、国有企業が非公有制企業の株主となることを通して、また民営企業家の共産党への入党を認め、非公有制企業に党支部を設立することを通して非公有制企業への統制を強めていった。大多数の民営企業家は中国共産党や政府と密接なつながりをもっていたし、銀行融資、政策支援、従業員の雇用、労働条件など企業経営における多くの面において後者の庇護を受けていた。

他方で非公有制企業は、イノベーションや人員の雇用、資本収益率などの面において国有企業を大きく上回る実績を残していたにもかかわらず、国家は民営企業について差別的で収奪的な態度を貫いていた。非公有制企業は、国家資本の蓄積を行う重要なターゲットの一つであった。梶谷懐(2014)は、「中国における『国家資本主義』が、①非国有企業部門における労働分配率の低下、および②国有部門と非国有部門間における要素市場の分断性という二つのルートを通じて資本分配率を高め、所得格差を拡大させる傾向をもつ」と指摘する。このように、この時期の国家資本主義は、主に国内市場において収奪と資本蓄積を行い、貿易黒字を利用し外貨貯蓄を拡大していった。だが、2008年リーマンショックを機に、より高い資本収益率を求め、所謂現代版の重商主義を連想させるような海外進出へと大きな方向転換を成し遂げていったのである。この後期において、イアン・ブレマーの言う国家資本主義が形成されていったように思える。ファーウェイやZTE(中興)、アリババなどが、この時期の「ナショナル・チャンピオン」企業の典型であろう。

そこで、2008年のリーマンショックを境に、中国国内経済におけるマクロな労働分配率は上昇し、地方政府の「土地経営」の産物であった不動産投資による資本収益率は低下していった(梶谷懐2014:25)という分析は、2008年以降の国家資本主義への転換をもたらした原因を部分的に説明しているように思える。

- (7) 本稿では、1994年「労働法」の制定当初より、立法者たちが意図的に収奪のための法理論上の措置として計画経済時代の社会主義労働法理を援用し

たと主張しているわけでない。むしろ、社会主義労働法理自体が、もとより国家資本による労働の収奪を合理化する性質を持っていると考えられる。

- (8) イアン・ブレマー(2011)と加藤弘之(2013:11)によれば、国家資本主義という呼称を最初に使ったのは、ドイツ社会民主主義の始祖ヴィルヘルム・リープクネヒトだという。リープクネヒトは、1896年8月、政治的にも経済的にも労働者主権を実現した「国家資本主義」を展望する演説のなかで、不徹底な社会主義という批判の意味を込めてこの表現を使っていた。

第1章 二つの基礎的概念：「社会主義労働」と「労働力所有制」

1994年「労働法」は、計13章107条からなるが、個別労働関係⁽⁹⁾に関しては主に第三章の「労働合同(労働契約、16条-35条)」において規定されている。本章では、労働契約の法的構造について考察するに当たり、1994年「労働法」及び中国労働法制度の全体の構造を指示する基礎概念となる「社会主義労働」と「労働力所有制」について述べていきたい。

(1) 基礎的概念Ⅰ：社会主義労働について

(A) 社会主義労働とは

1982年憲法は、社会主義国家における「労働」という行為について、明確な概念を用いて規定したわけではない。我々は、労働者の権利と義務に関する次の憲法条文から、それに関する基本的な考え方を抽出することができる。本稿では、「社会主義労働」という用語で、憲法条文の解釈を通して抽出された、社会主義中国における「労働」という行為を指し示すことにする。

—— 中国では、生産手段の社会主義公有制を堅持し、人が人を搾取する制度を消滅し、按勞分配の原則を実施する。(第6条)

—— 中国公民は労働の権利と義務を有し、労働はすべての労働能力の有する公民の光榮な責務である。国营企業と集体經濟組織の労働者は国家主人公の態度で自らの労働をみなすべきであり、国家は公民の義務労働を提唱する。

(第 42 条)

—— 労働者には休息の権利 (第 43 条)、労働能力を喪失した場合、国家と社会から物質的援助を受ける権利がある。(第 45 条)

—— 国家は、就業の環境を整え、労働保護の強化と労働条件の改善に励み、生産を発展させる上で労働報酬と福利待遇を向上させる。(第 42 条)

以上の条文が示すように、中国憲法はその立法方式において、プロレタリア独裁国家の社会主義憲法によくみられる、人民に権利を授け、義務を課す方式が取られていた(Blanpain, Roger 等 2007 : 469)。それによれば、社会主義労働は、人が人を搾取する制度を廃絶させたプロレタリア独裁と、生産手段の社会主義公有制を前提とする。国家主人公・生産手段の所有者となった労働者には、労働という「公民」としての「光栄な責務」が課される。労働者には、「国家主人公の態度」で、それに携わることが義務付けられると同時に、「義務労働」が積極的に提唱されていた。このように、憲法が想定する労働者の主体像は、自然状態のヒトでなく、社会主義革命を通して政権を勝ち取った後に、革命的な覚醒から洗練された意識水準に達した「政治的なヒト」であったのである。

それでは、社会主義労働とは、どのような性質の責務なのだろうか。またどのような目標を成し遂げるために課されたのだろうか。それは、マルクスの人間社会の発展段階論と関わる。以下では、マルクスの発展段階論に基づき、社会主義労働の性質・構造及びその到達目標などについて考察していきたい。

(B) マルクスの発展段階論と社会主義労働の性質・構造及びその到達目標

マルクスは、社会主義社会を、資本主義の「旧社会の母斑」が完全に払しょくされず、共産主義が社会経済制度としてまだ弱く、未熟な過渡期の社会であると捉える(小嶋正巳 1972 : 41)。その社会主義社会より高次の発展段階として迎えられるのが共産主義社会であるわけだが、それに至るとなれば、労働力商品化は完全に廃絶させられ、労働がもはや生活のための手段でなく、労働そのものが生活の第一の欲求となるのである。つまり、

「万人が人間にふさわしい生存と発達の権利を持ち、万人が財産ではなく労働に基づいて生活する義務を負う」のである（森岡真史 2011：26）。このような世界では、労働力が労働者から分離せず、肉体労働と精神労働の区別もなく、完全なる人間の解放が実現され、個人の全面的な発展が期待されていた。またそれに伴い、生産力が飛躍的に増大し、協同組合的富のあらゆる噴水があふれでるような理想郷が実現されるというのである（小嶋正巳 1972：40）。

そこで、資本主義社会から、そのような理想的な共産主義社会への歴史的な発展目標を成し遂げる重大な任務が、過渡期の歴史段階である社会主義社会に降りかかっていた。比較的長期にわたって存在すると考えられるこの社会主義段階では、生産手段の全民所有と集体所有の二つの公的所有形態が存在し、労働者にはプロレタリアート独裁国家の支配階級（主人公）という政治的地位ゆえに、特殊な責務が担わされていた。即ち、生産手段は「連合された生産者の財産」となったわけだが、それを占有し、増大させる責務が労働者の「協同労働」⁽¹⁰⁾に委ねられるようになったのである。このように、生産力を発展させることは、プロレタリアート独裁を施す「支配階級集団の一員」としての労働者が、背負うべき政治的義務であったのである。また、それとともに、絶えず人間の思想を革命化させ、資本主義の復活を退き、共産主義社会へと邁進するための思想的基盤を作り上げる⁽¹¹⁾ことが義務付けられたのである。

他方で、労働者は労働力を有する自然人として、生産要素としての経済的性格を帯びるわけである。つまり、社会主義労働において、労働者は「生産資料、社会再生産過程及びその製品の共同所有者」であると同時に、労働力として、「生産要素の担い手」として現れるのである（陳謀箴 1987：41）。労働者は具体的な生産「単位（職場）」に所属し、自らの労働力を生産手段と直接結合させることを通じて、初めて生産手段の共同所有者としての地位を具現化するわけである。それは、生産力が「需要に応じた分配」を実現できる水準にまで発展しておらず、労働者が未だになお労働を消費財の獲得（生計維持）のための手段とせざるを得ない低いレベ

ルの発展段階においてみられる現象である（薛暮橋 1979=1980：107-116）。だが、それはまた、労働力商品化による労働力と労働者の分離（＝人間労働の人間・人格からの分離）を克服し、「人間の真なる解放」を実現するために、通過しなければならない必然的な歴史段階でもあるのだ。即ち、社会主義労働において、労働力がもはや商品ではなくなったものの、労働は依然として消費財を獲得するための手段として存在し、労働者が生産に携わる間に労働力と労働者の短期間の分離が発生するのである。だが、それは、社会主義労働の有する上述の歴史的・政治的義務の性質ゆえに容認しうる事象となるのである。

さらにその歴史段階において、労働者が労働意欲を発揮して生産に従事するために、生産の向上を条件として労働者ないし労働力に対する保護を充実させる必要が生じてきたわけである。そこで、上述の歴史的・政治的・経済的義務を果たしていく労働者を保護するという立場から、社会主義国家は、完全就業を労働政策の第一の目標とし、労働条件を改善させ、労働者を保護する責務が担わされていた（向山寛夫 1968：499）。言い換えれば、社会主義国家における労働者と国家の間で、労働者と全社会労働者の中で、さらに労働者と未来における共産主義社会の国家と全社会労働者の中で、「労働の贈与」をめぐって結ばれた一種の社会契約が生まれてきたのである⁽¹³⁾。これは、現代資本主義国家における社会法の性質を有する労働法が、生存権の法理論をベースに国家が労働条件の改善と労働者保護を行うロジックとは異なる論理である。

従って、社会主義労働には共産主義社会へ移行する上で、上述の社会契約に基づき果たすべき歴史的・政治的・経済的性質の「義務労働」と、「物理的労働」がコインの表裏のように存在する。労働者は社会主義労働の中でその「歴史的・政治的・経済的地位」と「自然人の属性」からくる二重の身分を実現するわけである。

具体的には、「社会主義労働」という行為には、いま現在「物理的労働」を行う「時空軸」と未来に來たるべき共産主義社会という「時空軸」が内包され、前者が後者を織り込む形で組織され、前者を通して後者が実現さ

れるといった動的な構造を呈するようになる。そこで、共産主義社会の「未来を現在に到来させ」、「未来を先取りして現在に組み込み」、再び未来に向かって現在を変革するといった意味で、社会主義労働は極めて近代的な「企てる精神の時間意識」（今村仁司 1994：73-74）を有する。それは、また、来世において救いの至福に召されるために、この世において、ホップスが『リヴァイアサン』で言うように「虐げられたひとびとは、反抗しないで『天上においてその報いを期待しなければならない』」といった宗教思想がとるこの世への態度（トニー 1956/2017：45-46）に通じる特徴を有する。即ち、人間社会の理想状態として迎えられる天国のような社会—共産主義社会の到来に備え、人間は辛抱をし続け、今を凌ぐ使命が課されるのである。中国憲法が想定する高揚した政治的情熱を有する労働者像は、まさにそのような論理によって導き出されたように思われる。そこで、「政治的なヒト」たる労働者は自らの労働（行為または成果）の一部を全社会労働者の代理人である国家に「贈与」し、生産力の発展と全社会の富の蓄積に寄与する義務が発生する。1982年憲法は、このように、「自然状態のヒト」でなく、「政治的なヒト」という架空の労働者像（主体）を作り出し、国家に対する労働の「贈与」の義務を課すことで、国家による労働の収奪を可能にする。

(C) 憲法改正と社会主義労働の性質・構造及びその到達目標

1982年憲法では、上述のマルクスの発展段階論に基づいた社会主義労働の二重構造に加え、その「贈与的性質」についても基本的には是認していた。

但し、「絶えず階級闘争を通じて意識・思想面における「旧社会の母斑」を廃絶する革命的義務」の部分⁽¹⁴⁾は、1982年憲法の公式解釈において取り除かれたのである。その後、市場経済の導入により非公有制経済が急激に成長を遂げつつあったが、企業の所有制成分の多様化に応じて、非公有制経済と社会主義公有制経済との関係をより明確にすべく憲法改正が行われた。かくして、1982年憲法は、1988年、1992年、1999年、2004年、2018年と計5度にわたって改正された⁽¹⁵⁾。そのうち、1988年、1992年と1999年⁽¹⁶⁾の

憲法改正が1994年「労働法」の制定に影響を及ぼしたと考えられるが、それらの憲法改正の内容から次の三点が確認できる。

(i) 経済体制が計画と市場の両立から市場経済体制へと移行した。

(ii) 多種類の所有制からなる非公有制経済の憲法上の地位が絶えず強化され、やがて社会主義経済の「重要な構成部分」に昇格された。そこで、公有制を主体とし、公有制と非公有制経済の併存する経済構図が、憲法において承認された。

(iii) (i) と (ii) における変化が現れたにも拘らず、(B) で述べた社会主義労働に関する1982年憲法のスタンスが維持された。

これらのことが意味するところは、市場経済時代において、「社会主義労働」の適用範囲が公有制経済から非公有制経済へと拡大していったことである。なぜなら、改正後の憲法42条第3項の規定（「労働はすべての労働能力を有する公民の光栄なる責務である。……国家は公民が義務労働に従事することを提唱する。」）からも分かるように、「社会主義労働」であるか否かの判断基準は、労働者がどの所有制経済に従事しているかではなく、労働能力を有する「公民」であればその労働は社会主義労働に属するわけである。憲法における「社会主義労働」の規定は、「属人主義」の立法技術を採用しているように考えられる。この変化がもたらした現実的意義は、主に非公有制経済により吸収された中国労働人口の83.2%を占める数億単位の出稼ぎ労働者（黄宗智2013）の労働に「贈与的性質」を有する社会主義労働が含まれているということである。彼（女）らこそ、グローバルサプライチェーンの末端に位置する労働密集型産業において、改革開放時代の世界の工場としての中国経済のテイクオフを支えてきた国家（資本）・労働関係の主体であるわけである。

以上により、憲法改正において、社会主義労働の有する1994年「労働法」の全体の構造を指示する基礎概念としての地位と、(B) で述べた二重構造などが揺らぐような変化は現れなかったことがわかった。また、市場経済時代の中国憲法は、序言において、中国が社会主義段階に置かれていることを是認しており、マルクス主義の唯物史観を放棄していない。し

たがって、社会主義労働についてなされた、歴史的範疇を指し示す歴史概念としての診断も、今日において依然として妥当であるだろう。

しかしながら、プロレタリアート独裁から共産党の幾つかなの特権的な家族集団の独裁へと、また社会主義計画経済から国家資本主義へと転換していくプロセスにおいて、社会主義労働の二重構造や社会主義労働の有する「贈与的性質」、及び社会主義国家と労働者の間で結ばれた社会契約は生き延びてきたとしても、その奉仕する対象は変化していったように考えられる。つまり、現在と未来において中国の公民からなる全社会とその代表としての国家から、共産党の特権的な家族傘下の資本集団へと変容していた。それは、マックス・ヴェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義精神』において指摘した通り、資本主義が形成されることにつれ、労働の天職観に纏わる宗教の意味合いが薄れていき、労働が徐々に自己目的化していたことを彷彿とさせる。共産主義の理想は、社会主義労働がまっていた「宗教の外衣」のように、市場経済体制が形成していく過程において徐々に脱落していったように思われる。だが、社会主義労働の二重構造の大枠とその「贈与的性質」は維持させられ、社会契約の内実自体はその奉仕対象の変化に伴い、特権的な家族集団が国家資本を利用して収奪を行う制度的道具へと化していった（自己目的化していった）と考えられる。社会主義労働の二重構造とその「贈与的性質」は、市場経済時代の中国の労働関係に埋め込まれた共産主義の遺伝子構造のようなものである。

(2) 基礎的概念Ⅱ：労働力所有制について

「社会主義市場経済に適応した労働制度」は、社会主義公有制経済に資本主義の特有現象として捉えられてきた労働力市場など市場の要素を結合して形成された。だが、中国労働法立法史上最も重要な二つの労働立法——1994年「労働法」と2007年「労働契約法」——において、社会主義と資本主義の二つの異なる意識形態・社会経済制度に纏わる多くの原理的に重要な問題が棚上げされたまま、非常に曖昧な形で片づけられていたのである（Kinglun Ngok 2008）。労働力所有権の帰属に関する問題も、そ

のうちの一つである。

とはいえ、労働力所有制についてまったく議論がなされてこなかったわけではない。むしろ、マルクス主義労働理論界では、1980年代から1990年代までに激しい論争が繰り広げられた。労働力所有制に関する議論は、はじめは1959年人民公社化運動で現れ、1962年から本格的に展開された(李光遠 1982: 8)。その後、議論は中断させられたが、1980年代に社会主義公有制、按劳分配及び国家、集体と個人の関係などの問題が経済改革の議題に浮上することにつれ、再度議論の俎上に載せられるようになった(李光遠 1982: 8)。そのため、論者の多くが、1960年代の論争に参加した経験をもっていた。

労働力所有制をめぐる議論は、実に多岐にわたって展開されていた。それは主に、労働力所有制という経済範疇が存在するか否か(生産資料公有制だけで説明できる問題ではないのか)、社会主義において労働力所有制の性質は如何なるものであるのか、また労働力所有制と社会主義商品生産及び按劳分配の関係は如何なるものであるのか、などに集中していた(張静 1984)。筆者が調べたところ、後に支配的になった観点の他に、少なくとも6つの異なる見解が現れた。それらは、①労働力の全面的個人所有制論(梁超 1982)、②部分的個人所有制論(残りの部分の所有権の所属は不明)(薛暮橋 1979、伍昂 1981)、③全社会共同所有制論(蒋家俊 1980)、④個人と全社会共同所有の二重所有制論(巫継学 1980)、⑤社会主義社会において生産資料所有制は存在するものの労働力所有制は存在しない(李光遠 1982)、⑥労働力所有制は存在しないものの、労働力個人所有の資本主義残余が存在する(蒋学模 1980)などである。

容易に想像できるように、労働力所有制に関して、論者たちは互いを充分に説得し得るマルクス主義労働理論を発展させるまでには至らなかつた⁽¹⁷⁾。それでもなお、労働力所有制について一つの支配的な考え方が形成されていった。その支配的な主張は、次のようである。

社会主義市場経済体制の下で、労働力所有権そのものが存在するか否かといえば「存在する」。そして、それが部分的または全面的な個人所有で

あるか、それとも集団または全社会共同所有（その代表としての国家所有）であるかに関しては「全面的な個人所有」であるということであった。以下では、これを全面的な個人所有論と称する。

このような主張が支配的になった背景には、国有企業の改革に伴い1990年代に大量失業が発生したため、労働力市場の育成が切実な現実問題として浮上したことがあった。⁽¹⁸⁾大量失業問題は、労働力市場の形成に対する政府の強いコミットメントを生み出したのである。そうして、労働力所有制をめぐる上述の主張が、しだいに政治的正当性を勝ち取り、支配的な観点となっていたのである（姚先国等1995、何偉1996）。

1999年に出版された「労働制度深化改革の關鍵：確立労働力産権（労働制度改革を深める鍵は、労働力所有権を確立することにある）」という題名の文章において、次のような記述が記された。「理論上1950年代末から始まった労働力商品の問題、労働力の帰属問題などに関する論争は基本的に一つの共通認識を形成し」、「労働力所有権が（全民所有または国家所有から一筆者注）個人の所有となったことは、もはや明白な事実である」。それを基に「労働力市場が育成され始めたのである」（庄麗娟等1999：22-24）。⁽¹⁹⁾改革派の重鎮であった経済学者・薛暮橋（1996）は、1979年に②部分的個人所有制論を提出したが、その後支配的な観点である全面的な個人所有論を支持するようになった。⁽²⁰⁾全面的な個人所有論は、本稿の序論で取り上げた「排他的適用」の観点に属する見解である。

ところで、全面的な個人所有論は、上述の6つの見解のうちの一つ—梁超（1982）の主張する①「労働力の全面的個人所有制論」とは異なる概念であることに留意すべきである。梁は、労働力の商品化を消滅した上で勝ち取った社会主義公有制の下で、全社会の生産資料の共同所有を通して実現される「実質上」の「労働力の個人所有」を指していた。そこでは、資本主義社会で労働者による「形式上」の「労働力の個人所有」の下で、労働力が商品として売買される運命から逃れられていない状態とは「実質的」に異なる状況を想定していた（梁超1982：86）。③「労働力の全社会共同所有制論（蔣家俊1980）」を主張する論者たちは、そのような状況を

直ちに労働力の全社会共同所有または国家所有と呼んだ。この2種類の主張(①と③)は異なる名称で概ね同じ経済現象を指していたように考えられる。両者は労働力所有制が経済的範疇として存在することを否定しないものの、生産資料公有制のみによってそれが実現され得るという条件を共有していた。ところが、庄麗娟等(1999)の指す「労働力の全面的個人所有論」とは、労働力所有制と生産資料の共同所有制との関係が、完全に切り離されていたわけではなかったものの、幾分距離を置いて存在するものとして捉えていた。このようにして、庄等の論文では、生産資料所有制と比較的独立して存在する労働力市場と労働力の商品化を是認していたのである。そういう意味で、庄等の論文は②部分的個人所有制論(伍昂1981)と④個人と全社会共同所有の二重所有制論(巫継学1980)の理論的前提——労働力所有制が生産資料所有制と密接なつながりを有するものの、後者から切り離して生産資料所有制の外部に独立して存在する経済範疇であるという考えを引き継ぐものと考えられる。労働力商品の問題について、庄等と同じく労働力の商品化を是認する立場から労働力の全面的個人所有論を主張する論者の一人である何偉(1996:75)は、1980年代から政府により労働力市場の設立が唱えられていたなか、労働力が商品であることを認めなければ、「商品を市場交換の内容としない市場が果たして成立しうるだろうか」と問う。「労働力が商品へと転換せずに如何に交換を行うのだろうか。労働力市場に労働力商品がないのであれば、そこで交換されるのは果たして何物なのだろうか。」これは、労働力商品化に関する伝統的な捉え方(労働力所有制の存在を否定する⑤と⑥)から、だいぶ離れているように思われる。例えば、中国の経済学者・蘇星は、マルクスの古典文献に比較的忠実に基づきながら、改革に関わる新たな理論解釈を導き出そうとした、伝統的な捉え方をする学者の一人であった。氏は、資本主義商品経済と社会主義の商品経済との違いについて、概ね次の3点を挙げていた。即ち、①社会主義では生産手段の公有制を基礎とし、②労働力がもはや商品でなく、③計画をもっていること、である(矢吹晋1991)。マルクスによれば労働力が商品になるためには、所有者が無産勞

働者になり労働力を商品として販売せざるをえない条件におかれていなければならないが（宇野弘蔵 1964：133）、生産資料の公有制が確立されている中、この条件はもはや適用しなくなったのである。「労働力の保有者が同時に生産手段の所有者であるならば、自分で自分の労働力を買うのは、論理的に成り立たない。所有の移転と定義すれば、所有者の移転のないところに売買、商品交換はないという話になる」（矢吹晋 1991）。

姚先国は、以上のように真っ向から対立する見解に折り合い点を見出そうとした。姚は、何偉の見解を取り上げながら、「労働力が商品であると認めることは、伝統的計画経済体制における労働者の地位を鑑みると、間違いなく一つの大きな進歩である」と指摘する。また、何は労働力が「形式上」商品であると認めることで、労働者を「事実上」の商品地位から脱却させ、労働の疎外が発生する危険性を克服した点で、理論上一歩前進することができたのである（姚先国 1997：51）。このような折衷説からすれば、社会主義における労働力商品と資本主義のそれとは「本質上」区別されるべき物事であり、労働力の「形式上」の商品化を容認する労働力の全面的な個人所有論は、社会主義公有制と労働者の主人公の地位を脅かさないのである（何偉 1996：77）。それによれば、社会主義公有制が紐の一端をしっかりと握っている限り、「労働力の商品化」の風がいくら遠く、空高く飛んでいったとしても、労働者疎外は防げるため、「真の人間の解放」をめざした社会主義革命の成果は維持されるだろうということであった。

次の第2章で述べるように、1994年「労働法」では、この労働力の商品化をめぐる「形式」と「本質」を分けて捉える折衷説が採用されたのである。このように、社会主義労働に含まれた労働の「贈与の性質」は、近代市民法における贈与が前提とする労働力所有権の私的所有に関する条件を満たしておらず、生産資料の全民所有の性質のほか、社会主義労働の二重構造によってもたらされたと考えられる。

注

(9) 具体的には、総則（1章）、就業促進（2章）、労働契約と集団契約（3章）、

労働時間と休息休暇（4章）、賃金（5章）、労働安全衛生（6章）、女職工と未成年労働者の保護（7章）、職業訓練（8章）、社会保険と福利（9章）、労働争議（10章）、監督検査（11章）、法律責任（12章）、附則（13章）からなる。

- (10) 蔣学模（1986：4）によれば、計画経済において社会主義的協同労働はいくつかのレベルにおいて展開されていたという。「全社会範囲での協同労働と企業範囲での協同労働は二つの基本的な形態である。そして、この二つのレベルの間に、地域と部門範囲での中間レベルでの協同労働が存在する。そして、企業の内部ではさらに部・課室・小組などの範囲での協同労働に分けられていた。」
- (11) マルクスは、「社会主義に至るには、人類は資本主義の時代を通過しなければならず」、「資本主義に代わる新たな社会の基本的特質は、人々がそれをどう構想するかに関わりなく、資本主義の発展それ自体の客観的な歴史的傾向によって規定される」と考えた。しかし、このような史的唯物論の決定論は完全な決定論でなく、「(1) 決定論が妥当する長期の世界と、(2) 長期的な必然性を覆さない範囲で人間の自由意思が役割を演じる短期の世界から……構成される」と森岡は指摘する。即ち、共産主義への移行において、人間はその主体的行動によって、その到来を早めたり遅らせたりする主体的能动性を有していて、それ故に個々の人間がもつ態度が問われるのである（森岡真史 2011：29）。そこで、社会主義労働に関する 1982 年憲法の規定は、国家というコミュニティの内部で、共産主義への移行に際して公民が有すべき態度を規定していると考えられる。
- (12) 失業問題から中国の民衆にとっての社会主義について考察した上原一慶（2009）は、社会主義市場経済時代において「完全就業」という社会主義価値は半ば放棄され、中国政府の労働政策は、失業を容認し、経済効率を優先する方向へと転換していったという。中国政府は、都市部の正規部門の正規就業を解体し、非正規就業への代替を行っただけでなく、農村部から押し寄せてくる大量の余剰労働力を都市部の非正規部門の非正規就業へと吸収させていった。かくして、民衆にとっての「市場経済の社会主義」は、非正規就業の増大、都市部における労働者の分断及び労働関係における資本の絶対的優位をとまなうものであって、「労働者階級の無権利化、底辺化」（上原一慶 2009：250）という深刻な矛盾をもたらしたのである。それにもかかわらず、これが上原によって「中国社会の進歩の過程」と評され、また民衆が「市場経済の社会主義」への転換を歓迎してきたのは、それが毛沢東時代に都市と農村を分断することで農民を農村に閉じ込めてきた制度を打破し、農民と都市工人、固定工と契約工などの間で横たわる身分制社会を不完全でありながらも打破するものであったからではないかと氏は指摘する（上原一慶 2009：

241-242)。

- (13) ここでは、記述の便宜をはかるために、しばらくの間「労働の贈与」という用語を用いたい。近代民法の「贈与」についての一般的な理解に基づけば、「労働の贈与」は労働者による労働力所有権の私的所有を前提にする。ところが、市場経済時代の中国において労働力所有権が果たして存在するのだろうか、また存在するのであれば個人または全社会のどちらかに所有されているのかという問題は、未だに議論の余地が大いに残されている。
- (14) 1978年11回3中全会では文革の教訓を生かし、「階級闘争を綱とする」戦略を取りやめ、党と国家の工作の中心を社会主義現代化の生産と建設に向けられた。それを受け、1982年憲法では、具体的に次のような階級闘争に関する内容が削除された。労働・分配原則（社会主義公有制において人が人を搾取る制度が廃絶され、各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配する按勞分配の原則を実施する）において、75年憲法（第9条1項）と78年憲法（第10条）に定められていた「働かざるもの食うべからず」と、78年憲法（第10条）社会主義労働競争、プロレタリア階級の政治優先を前提とする精神的奨励と物質的奨励の結合（前者が主）という「労働原則」がそれである。「働かざるもの食うべからず」が削除されたことは、文革後期に現れた待業青年の大量失業問題がかかわっていたとみられる（西村幸次郎1984：9）。
- (15) 2018年を除く4つの憲法改正の具体的な内容について簡単に触れてみよう。1982年憲法では、外商投資企業を誘致（第18条）し、都市と農村部の労働者個人経済を社会主義公有制経済の「補充」とした。その後、1988年の憲法改正では、法の定める範囲内において私営経済の存在と発展を認め、私営経済は社会主義公有制経済の「補完物」とであると付け加えられた。さらに、1992年憲法改正では「計画経済」を完全に取りやめ、「社会主義市場経済」を実施する旨を明記した。それによって、計画と市場共存の局面に終止符を打ったわけだが、計画経済を取りやめたことによって、社会主義労働に関する憲法42条第3項の規定における文言を「国营経済」が「国有経済」に変更した。

（改正後）「労働はすべての労働能力を有する公民の光栄なる責務である。国有企業（改正前は「国营企業」—筆者注）と城郷集体経済組織の労働者は国家主人公の態度をもって労働に従事する。国家は社会主義労働競争を提唱し、労働模範や先進工作者を奨励する。国家は公民が義務労働に従事することを提唱する。」

そして、1999年憲法改正では、「公有制を主体として多種類の所有制による経済が共に発展する基本的経済制度を實行し」、「労働に応じた分配を主体とし、多種類の分配方式が共存するという分配制度を實行する」と規定した。

したがって、個人経営経済、私営経済などの非公有制経済が、社会主義市場経済の「補完物」から「重要な構成部分」に位置づけられるようになった。1999年の憲法改正は、非公有制経済と公有制経済の関係に関する市場経済時代の基本枠を提示したものと見られる。その後も、憲法改正は行われていたが、基本的に1999年改正案で定められた内容を補強するものであった。例えば、2004年には、「国は、非公有制経済の発展を奨励、支援及び誘導する」という内容を追加した。

- (16) 1999年の憲法改正は、1994年「労働法」の公布・実施後に行われたものの、労働法の制定過程において改革の方向としてすでに比較的確確に現れていたのである。そのため、その内容が労働法の制定過程に直接影響を及ぼしたとは考え難いが、本稿では1994年「労働法」を理解する上で補助的資料として捉えたい。
- (17) 労働改革は、「社会主義」と「資本主義」の生産モードに関するマルクス主義の定義に根差した深いイデオロギー的問題が絡み合っていて、特に政治的問題としての性格を強く帯びていた（White 1988）。だが、それ以前に、多様な社会階層が体制改革によって直面させられた極めて現実的な経済的問題でもあった。過激派の毛沢東主義者はこの種の議論から排除され、議論の条件は注意深く定義されていたが、このような経済的・政治的・イデオロギー的な利害の分岐は、直ちにマルクス主義労働経済理論の解釈に反映されていった。経済学者、労働部の官僚、国营企業の経営者、工会のリーダーなどのエリートからなる論者たちの間では、幅広い見解のスペクトルが存在していて、激しく対立していた（White 1988）。最終的には、鄧小平の率いる共産党指導部の支配的なリーダーシップが改革プロセスの方向を決めつけ、その承認を得た主張が事実上正統性を獲得していった。懐疑論者や反対者は「保守主義」「独断主義」または「否定的思考」の批判にさらされ、「疎外されるか、または一部の同志の時代の潮流に疎い発言に降格された」（White 1988：187）。
- (18) 丸山知雄の計算では、国有企業から1996年から2002年の間に4000万人が一時帰休となったが、一時帰休者を加えて失業率は1990年代末に8%前後にまで上昇したのである。また氏によれば、国有企業の改革に伴い公有セクターから大量に失業者があふれ出る時代は2002年当たりで概ね過ぎ去ったものの、その後には4%-5%という東アジアの基準からみれば高失業の常態化が続いたという。この一時帰休者は3年間企業に設けられた「再就業センター」に属し、生活費の給付、社会保険料の支払いを受け、その間に労働力市場で再就職を探すことになった（丸山知雄 2006：3）。国家が失業を無くし、完全就業を保障することは、社会主義体制の正統性を支える上で最も重要な指標でもあったため、改革前後を問わず中国政府の労働政策の重要な

目標の一つであった。

- (19) 労働力所有権に関する中国労働学界の議論は概ね①1960年代、②1980-1990年代、③2000年代に三つの研究ブームを引き起こしながら展開された。①と②は主に労働力所有制と社会主義公有制との関係をめぐって行われたが、③は江沢民の「三つの代表理論（2000年）」と党の16大報告（2002年）で、労働力を土地、財産、技術などの生産要素と同等な資産と捉える党の方針が現れるにつれ、それに呼応する形で現れた。③における議論は、①と②において展開された労働力価値論の延長線上にあるものとみられる。庄等の論文は、②において共通認識となった労働力の個人所有制の確立が不完全であると批判しつつ、さらにラディカルな市場化改革が必要であると強調する。それと同時に、労働力価値学説を発展させ、③労働力資産説を提唱していた。
- (20) 薛暮橋は、1996年に出版された回顧録において、後に全面的な個人所有論を支持するようになった経緯について語っていた。部分的個人所有制論を提唱した1979年を振り返り、計画経済についてどこまで改革のメスを入れるべきなのか、正直のところ自分自身の覚悟と決心が足りなかったと反省していた（薛暮橋1996）。これは、どの観点を支持するかは、ある意味、論者の覚悟と決心によって決められることであるとも読み取れる。
- (21) 1990年代の論者たち、中でも労働力の商品化や個人所有制を主張する何のような改革派の論者たちは、マルクス主義の古典的なテキストから大きく離れていったことが観察できる。彼（女）らは1960年代と1980年代初期の論者に比べ、マルクス主義の理論素養と学術訓練において大きく後退していた。そればかりでなく、改革派の論者たちは、マルクス主義の古典的な労働理論が、自らの主張を導き出すに当たり十分な根拠を提供できなくなったことについて明確な認識をもっていた。そこで、マルクス主義理論からの離脱が目立つようになっていたのである。それは、厳格なマルクス主義の訓練を受けた1960年代と1980年代初期の論者たちが、マルクス主義の古典的なテキストを拠りどころに自らの主張を細心に導き出していたことと対照をなす。また、改革派の論者たちも自ら指摘している通り、「マルクスは社会主義において商品すら存在しないと考えていた。社会主義経済における労働力商品の問題については当然のことながら考えもしていなかっただろう」（何偉1996：73）。そこで、「マルクス主義理論の内容よりも、マルクス主義が問題を分析する方法を採用し」、「マルクスの理論と中国経済の実際を結合させ、……結論を見出すべきである」と主張し始めたのである。このように、マルクス主義の堅実な理論基盤を自ら手放した労働分野の学術界は、新たな理論体系を発展させることもなく混迷を深めていき、やがて政治主義的な折衷や妥協が一般的になっていったのである。そこで、政治的承認を得た主張が理論解釈の競争をリードし、知的生産における支配的な見解を形成して

いったのである。

- (22) そのほかにも、姚は、社会主義の下で、労働力が商品であるか否かを判断するのは、企業の所有制性質によって決められると主張していた（姚先国等1997）。ここでも、社会主義公有制という理論的前提の下で、労働力商品化の存在を正当化しようとする苦心と努力が伺える。

第2章 1994年「労働法」における個別労働関係の法的構造

本章では、第1章で述べてきた(1)社会主義労働と(2)労働力所有制に関する基礎的概念を踏まえつつ、1994年「労働法」において、それが制定された時点で、社会主義労働法原理が個別労働関係（労働契約関係）においてどのような法的構造をもって現れているのかについて明らかにしていきたい。

1949年の建国後、「労働合同（労働契約）」が法的概念として最初に用いられたのは、外資の誘致を目的に1979年7月26日に國務院が公布した「中華人民共和国中外合資経営企業労働管理規定」においてであった（山下昇2003、Gallagher 2010）。労働合同は、1986年「民法通則」により定められた一般的な民事契約の法的概念に先行して、法律上の概念として登場していたのである（山下昇2003：138⁽²³⁾）。1994年「労働法」に定められた労働契約の内容は、この時期に形成された労働合同に関する基本的な考え方をベースにしたと考えられる。

1980年代初頭、労働問題の研究者・黄土林は、労働合同について次のように定義していた。契約双方の当事者が、平等な地位の上で、法律に依拠し、合意の下ある種の協議を達成する。この協議は、一旦成立すると、双方当事者間で一定の権利・義務関係が結ばれる。また、労働合同は、労働法という独立した法体系の調整を受ける社会関係であって、決して民法や経済法の調整を受けてはならない。なぜならば、それは、労働力を商品として扱うことに等しく、そこから雇用労働が生まれ、わが国の社会主義社会の性質に根本的に背反するからである（黄土林1983）。このように労働合同は、法的概念として登場したとき、平等な主体間の「合意」に基づ

き結ばれた双方の権利・義務を拘束する協議ではあるが、それはまた民事契約や経済契約とも区別される独自の特質を有するものとみなされた。黄は、その独自性を、「社会主義労働関係に関する協議」という「労働関係の性質」に求めていた。⁽²⁵⁾「労働合同は、……企業・事業・政府機関・社会団体などの行政単位と労働者の間で定立した社会主義労働関係に関する協議である。この協議によって、労働者は単位の職工になり、一定種類の仕事を任せられ、単位内部の労働規章を遵守する。また、単位は職工労働の数量と質量に応じて賃金を支給し、労働法規と双方の協議の規定するその他の労働条件を保証する（黄土林 1983）」。

ここでは労働合同は、平等で独立した主体間での「合意」の原則と、労働者の生産と分配における協同関係たる「社会主義労働関係」の二つの柱によって成り立っていた。そのうち、「社会主義労働関係」こそ、労働合同の本質的性質であって、「合意」の原則は国家による労働管理の手段にすぎなかったのである。「社会主義労働合同制は、実質上労働管理の方法であり、科学技術と同様に階級性がなく、資産階級も無産階級も同じく利用することが可能である（林雲 1985：11）」。

続いて、以上の「労働合同」の概念を踏まえながら、1994年「労働法」における「労働合同（労働契約）」の性質とその法的構造について述べていきたい。

(1) 「協商一致」の原則

1994年「労働法」では、「労働を契約原理の中で位置づけるべきことが、法律上、正当に承認され」、労働合同制度に基づいて労働関係を規整すると明言している（山下昇 2003：7, 293）。それによって、「労働関係の成立に労働契約の存在が不可欠になった（劉波 1998：44）」。1994年「労働法」は、その第3章において「労働合同（労働契約）」（第16条～第32条）と「集合合同（集合労働契約）」（第33条～第35条）⁽²⁶⁾2種類の労働契約を規定した。「労働合同」に関する主な規定は、次のようである。

—— 労働合同は労働者と用人单位（使用者一筆者注）が労働関係を確立させ、双方の権利と義務を明確にする協議である。労働関係を建立するに当たり、労働合同を締結するべきである。（第 16 条）

—— 労働合同は書面形式で締結し、以下の内容を含むべきである。それは、① 労働合同の期限、② 労働内容、③ 労働保護と労働条件、④ 労働報酬、⑤ 労働紀律、⑥ 労働合同を終止する条件、⑦ 労働合同を違反した場合の責任である。労働合同は、以上の項目で規定された必須条項のほかに、当事者が協商一致で約定したその他の内容を含むことができる。（第 19 条）

—— 労働合同を締結、変更する場合、平等と自由な意思、協商一致の原則を遵守するべきであり、法律と行政法規の規定を違反してはならない。法に基づき締結された労働合同は法律拘束力を有し、当事者は労働合同が規定した義務を履行するべきである。（第 17 条）

—— 労働合同の期限は、固定期限、無固定期限と一定任務を完成するために必要な期限と三種類があり、一定条件を満たした場合、当事者双方の「合意」に基づき労働契約の期限を延長することが可能であり、労働者の要請に基づき無固定期限の労働契約を締結するべきである。（第 20 条）

—— 労働合同の終結には、法的事由を満たした場合の解除（第 25、26、32 条）、企業の破産による解除（第 27 条）、当事者間の「協商一致」による解除（第 24 条）などがある。

以上の規定から分かるように、1994 年「労働法」は「労働合同」に、近代市民法における民事契約の諾成・双務・有償の債権契約の一部の特質をもたらした。

労働合同の成立、展開、終結の過程で、労使双方が対等な人格者として「平等と自由な意思」に基づいて合意する「協商一致」の原則が採用されており、民事契約と同様に当事者の「合意」が「法律拘束力」をもつとされる。これは、計画時代の労働行政関係からすれば、革命的な出来事であった。というのは、労使の自主的な意思が、労働関係の多くの場面において、決定的に重要な役割を果たすことになったからである。1994 年

「労働法」上の「合意」に基づく「協商一致」の原則は、多くの場合、近代市民法における「契約自由」の原則と無分別に混用されがちであるが、両者は重なる部分もあるが、根本的に異なる二つの概念である。1994年「労働法」は、一般的に「契約自由」の原則の内容といわれる4つの項目のうち、①契約締結の自由、②相手方選択の自由を、労働合同において基本的に認めていた。労働合同は、当事者の意思表示の合意で成立するため、成立要件の観点からいえば、基本的に民事契約の「諾成契約」であるといえるだろう。他方で、「契約自由」の原則のうち、③契約内容決定の自由（とりわけ賃金決定の自由）と④方式（書面か口頭か）の自由には大きいなる制限が加えられた。

④について、「労働合同は書面形式で締結すべきである」（第19条）とされ、それによって労働合同を労働行政部門の監督・審査の下に置くようにした。この労働合同の認証制度は、1980年代の労働合同管理制度を淵源としていたが、それは1980年代初期の労働合同に関する基本的な考え方がベースにあった。1992年の「労働合同鑑証実施弁法」によれば、すべての労働合同について認証制度が実施され、労働行政部門による当事者適格、労働契約の内容の適法性、当事者の自主性・平等性などについての監督・審査を行うとする（山下昇 2003：145-146）。認証そのものは必ずしも労働合同の効力発生要件となっておらず（山下昇 2003：146）、書面による契約書がなくても事実上の労働関係が存在することが証明されれば、行政部門により企業が労働契約書の締結や作成を怠ったことへの改善命令が出され（山下昇 2003：146）、裁判においても労働合同の効力は認められていた。労働合同の認証制度は、労働合同が当事者の意思の合致により成立する「諾成契約」とも一線を画すようにした。

次に③契約内容決定の自由（とりわけ賃金決定の自由）について、どのような法理を基に制限が加えられたのかについて見てみよう。この部分は、労働合同の本質とその法的構造を明らかにする上で最も重要な内容となる。

(2) 労働合同の本質とその法的構造

上述のように諾成・双務・有償の一部の特性を有する労働合同だが、それに関する法律条文だけを取ってみる限り、その標的である双務・有償の内容が何なのかは必ずしも明確でない。「排他的適用」の観点が1994年「労働法」に対して抱いている誤解は、立法者がこの問題を非常に曖昧な形で処理していたことに起因するだろう。

1994年「労働法」第16条では、労働合同が「労働関係を確立させ」、「(労働者と使用者—筆者注)双方の権利と義務を明確にする協議である」と規定した。それに引き続き、「労働合同は書面形式で締結」するべきであると、第19条では、労働合同書に記載すべき内容について規定した。そこには、①労働合同の期限、②労働内容、③労働保護と労働条件、④労働報酬、⑤労働規律、⑥労働合同を終止する条件、⑦労働合同を違反した場合の責任など7項目にわたる法的記載条項に加え、当事者間の合意がある場合にはその約定条項も含まれる。

以上を踏まえると、双務・有償の法律行為の内容が、当然ながら（Ⅰ）「労働を提供する行為」と（Ⅱ）「報酬を給付する行為」が含まれているのが分かる。だが問題は、（Ⅰ）と（Ⅱ）が売買関係にあるのか否か、労働契約を履行するに当たり従属労働が存在するのか否かについては、明確に言及されていない。

それは、日本の明治29年（1896年）民法第623条と平成17年（2007年）労働契約法第6条の労働契約に関する規定と比較してみれば、一目瞭然であろう。明治民法第623条と労働契約法第6条は以下のように規定する。

——「雇用は、当事者ノ一方ガ相手方ニ対シテ労務ニ服スルコトヲ約シ相手方ガ其ノ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニヨリテソノ効力ヲ生ズ。」（明治29年〈1896年〉、民法第623条）

——「労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって

成立する。」(平成17年(2007年)、労働契約法第6条)

以上は、いずれも私法の枠内で労働契約を捉えていて、労働契約(雇用)の①「合意原則」、②「従属的労働」の特徴、③使用者に使用されて労働し、その対価として賃金が支払われる「行為」(=労働契約の標的)について明確に示されていた。

我々は、本稿の第1章において、社会主義労働の二重構造に関する憲法解釈について詳しくみてきた。1994年「労働法」が1982年憲法を淵源とするため、社会主義労働の二重構造は、労働合同における(Ⅰ)「労働を提供する行為」の基本構造を規定するのである。そこで、(Ⅰ)「労働を提供する行為」こそ、上述の(Ⅰ)と(Ⅱ)の関係を単純な商品の売買と区別させ、(Ⅱ)「報酬を給付する行為」の意味内容を複雑な構造にさせたのである。

それでは、労働合同において、(Ⅰ)「労働を提供する行為」と(Ⅱ)「報酬を給付する行為」が、具体的にどのように結ばれているのだろうか。上述のように「報酬」の構造や性質にヒントが含まれているため、そこから着手して紐解いてみよう。

1994年「労働法」は、第5章(第46条～第51条)で賃金(「工資」)について規定したが、主な内容は次である。

—— 賃金は按労分配の原則(労働に応じた分配—筆者注)に基づき、同工同酬を実行するべきである。賃金水準は経済発展の基礎の上で段階的に引き上げる。(第46条)

—— 国家は賃金総量についてマクロ統制を行う。用人单位は本単位の生産経営の状況と経済効能を基に、法に基づき本単位の賃金分配方式と賃金水準を自主的に決定する。(第47条)

—— 国家は最低賃金保障制度を行う。(第48条)

—— 賃金は貨幣形式で月ごとに労働者本人に給付する。労働者の賃金について無断控除或いは遅延給付を禁ずる。(第50条)

以上の条文からは、賃金が、労働の対価として給付される貨幣形式の報酬であり、(Ⅰ)と(Ⅱ)の関係が一種の交換関係であることがわかる。また、その交換関係は、按労分配の原則に基づき結ばれているのである。

按労分配の原則は、非商品制共同経済への社会転換を熱望したマルクスが共産主義社会構想の第1段階たる社会主義のための理念として採用したものであり(青木国彦 1988: 31)、労働力が商品でないことを前提とする。つまり、ここでの報酬は、(Ⅰ)労働を提供する行為の代償として支払われるが、それは労働者が使用者に労働力を売り渡した対価ではないのだ。したがって、上述の日本の民法や労働契約法でみられる「雇用」と区別されるのである。また、労働に応じた分配の原則は、その元来の含意は、共同労働の成果の分配であった(青木国彦 1988: 31)。それは、(Ⅰ)と(Ⅱ)の関係が、連合した生産者同士の労働交換関係であることを意味する。言い換えれば、1994年「労働法」は、労働契約関係を基本的に一種の社会主義協同関係と捉えていたのである。そのため、日本の民法や労働契約法の「雇用」とは異なり、このような労働関係において、報酬は貨幣形式での「生活消費財の分配方式」(山下昇 2003)として存在するのである。

これは他方で、国家が、賃金決定プロセスにおいて、排他的な決定権を行使する法理的根拠として働いていた。1994年「労働法」の調整を受ける賃金決定のプロセスは、資本主義市場経済国家のように市場が賃金決定の主たる調整システムであり、政府が事後的に補完するといった仕組みになっておらず、「政府による賃金管理が枠として存在し、その範囲内で労働市場における労使による賃金決定が許容されているという関係性にある(森下之博 2017: 247)⁽²⁷⁾」。つまり、市場経済時代の報酬は、労働力を売り渡した対価でないため、市場の需給状況を直接的に反映するものでないのだ(山下昇 2003)⁽²⁸⁾。そして、社会主義労働法理——労働力と生産資料の全社会共同所有——の本質的要請からして、国家は労働者の生活消費財を除いた労働成果を占有し、社会主義再生産に投資させ、共産主義社会到来のための蓄積を行う責務を有するのである。そこで、労働合同や労働力

市場は、政府の賃金管理という籠のなかで、全社会の共同労働を組織し、その成果を配分するためのツールとして用いられているのである。1994年「労働法」が制定・公布された当時の多くの公式文書や新聞報道において、労働合同の性質をめぐって次のような記述がなされていた。即ち、我が国で実行する労働合同制は、社会主義公有制の基礎の上で、労働者と労働集団間の労働関係を契約の形式で確定したもので、社会主義生産関係を反映するものである。資本主義雇用契約制のように搾取と被搾取の雇用関係でない点にその本質的特徴がある（夏積智 1992、江蘇省总工会弁公室 1994）。

1994年「労働法」における賃金の構造は、1980年代初期の労働合同に関する考え方を基本的に援用したものと考えられる。即ち、労働合同は、連合された労働者の生産と分配における協同関係たる「社会主義労働関係」を調整するツール、国家による労働管理の手段であるということだ。それはまた、第1章で述べられた、「手段」・「形式」と「本質」を分けて捉える労働力所有制に関する「折衷説」と似たような構造を呈する。

最後に、1994年「労働法」では、日本の明治民法や労働契約法における労働者の使用従属性について、どのように扱っていたのかについて見てみよう。一般的に、労働の過程は、その労働者の提供する労働力と使用者の有する生産手段の結合作用の過程である。こうした当事者の属性のために、実際の労働過程の中で、経済的従属関係が生じることになる（山下昇 2003：143）。上述の明治民法などが「雇用」の定義において「従属的労働」について明確に規定したのと異なり、1994年「労働法」はその条文において直接記されていないかった。

ところで、最高人民法院は、1995年に労働法の立法過程に携わった専門家を招き、全国の裁判官を相手に1994年「労働法」に関する学習講座を開いた。その講座の内容から、労働法が労働者の使用従属性を限定的に認めていたことが伺える。但し、非公有制経済において「雇われる立場」におかれた労働者にやや限定した形で、それを認めていたのである。「我々は社会主義国家であり、工人階級が国家の主人で、指導的な階級で

あるため、労働者の合法的權益を保護するのは当然のことである。また、我が国の実際を見れば、公有制企業のほか、私営企業、外資企業など非公有制企業が存在しており、それらの非公有制企業で労働者は雇われる立場にある。また、労働者の合法的權益が侵される状況も比較的普遍的に存在し、場合によって非常に深刻な状況にある。そのため、労働者の合法的權益を保護する必要がある（最高人民法院労働法培訓班 1995）。

このように、労働者の国家の主人公としての政治的地位のほか、非公有制経済における「雇われる立場」を考慮した上で、その使用従属性ゆえに、労働法は労働者保護を行う必要があるという。

注

- (23) 「中華人民共和国外資経営企業労働管理規定」によれば、中外合資企業では、労使双方が合意に基づき「労働合同」を締結し、労働関係を成立するという。また、「労働合同」の調整を受ける範囲が、賃金、労働時間、労働保険など個別労働関係に関わるほとんど全ての内容を網羅していた。
- (24) 民事契約の概念がなかったため、この時期の労働合同は 1981 年「経済合同法」により定められた経済契約の一般性質を有する特殊形態と捉えることもあった。
- (25) 林雲は「社会主義労働関係に関する協議」という「労働関係の性質」について次のように述べていた。「労働者が、某単位と契約を締結する時に、相手はその単位の責任者であり、その責任者は人民の公僕であって主人ではない。労働者は契約を締結したとしても、国家の主人公が客と化したのではない。契約に従うのは社会に従うことであり、社会に従うことは（社会の主人たる一筆者注）自分に従うことに等しい。自分が契約を締結し自分が遵守することは、自分が自分に対し主権を行使することである（林雲 1985：11）」。
- (26) 「集体合同」は、労働報酬、労働時間、休息休暇、労働安全衛生、保険福利などの事項について、工会（労働組合、中国で唯一の合法的な労働者の組織）が、工会がない場合には職工が選出した代表が、職工を代表し、企業と締結する契約である。「集体合同」は締結後、労働行政部門に報告し、労働行政部門が集体合同の原本を受け取った日から 15 日以内に異議を提出しなかった場合に、効力を発することになる。（第 33、34 条）法に基づき締結した集体合同は、企業と職工について拘束力を有し、職工個人と企業が締結した労働契約に含まれた労働条件と労働報酬などの基準が集体合同の規定を下回ってはならない。（第 35 条）集体合同の草案は職工代表大会において或い

は全体職工が討議し通過するべきである。(第33条)

(27) 中国の市場経済時代の賃金決定の法的構造に関しては、森下之博(2017)の研究を参照せよ。1994年「労働法」第46条、第48条では、国家が賃金総量についてマクロ統制を行い、各省・自治区・直轄市レベルで最低賃金水準を決め、その上で使用者が市場の状況(「本単位の生産経営の状況と経済効能」)に応じて賃金水準と賃金分配方式を決めるという2段階にわたる賃金決定プロセスを規定した。ここで、賃金水準に関する政府のマクロコントロール政策の具体的手段として主に用いられたのが、「賃金指導ライン」制度である。労働行政部門は、地区や業種の賃金総額や従業員数に関する「弾性労働賃金計画」を実施し、地区、部門(業種)の賃金上昇率とその水準を決定・指導する。そして個別企業のレベルでは「賃金総額使用台帳(工資総額使用手冊)」を用いてその賃金計画を実行する(森下之博2017)。これは過去の経験に基づき労働成果という結果を予め予測した上で、賃金総量と従業員数を考慮しつつ練られた賃金計画を個別企業で実践するといった形となる。

(28) 例えば、アメリカの大手小売業のウォルマートチャイナは1996年に中国・深圳の経済特区に第1号店を出したが、2009年からウォルマートでの労働抗争を影で支えてきた弁護士の話によれば、ウォルマートは中国市場に進出した頃、優秀な人材を集めるべく当時の深圳経済特区の職工平均賃金を3-4倍上回る報酬を提案したが、深圳市政府の賃金指導によって実行できなかったという(2017年筆者が深圳で行ったインタビュー調査)。

第3章 結 論

本稿では、1994年「労働法」に関する「排他的適用」の観点を批判し、個別労働関係の法的構造を取り上げ、比較的体系的な法解釈を提示することを試みてきた。「排他的適用」の観点は、個別労働関係において、社会主義労働法理の適用を排除し、明治民法のような近代市民法にみられる「雇用関係」を形成させることが、1994年「労働法」の根本趣旨だと主張してきた。だが、1994年「労働法」の基礎的概念となる「社会主義労働」と「労働力所有制」の構造を踏まえた上で、社会主義労働法理に焦点を当て、1994年「労働法」における「労働合同」の法的構造を考察してみたところ、それが近代市民法における「雇用関係」と質的に異なることがわ

かった。1994年「労働法」において、社会主義公有制や按劳分配の原則など社会主義労働法理が労働契約制度の基礎に据えられ、雇用関係のベースとなる労働力の全面的な私的所有と労働力商品化はその存在基盤を築きあげられずにいた。

このように、「社会主義」と資本主義「市場経済」の相反する法原理が生み出した克服することのできない矛盾を、法構造の深層に抱えながら、1994年「労働法」は市場経済時代の労働・生産と分配における国家、資本と労働者三者間の基本的な関係構図を確立させた。それは、契約や市場を利用しつつ、社会主義労働関係のメカニズムを基本的に維持することであった。即ち、国家が、労働・生産と分配において排他的な支配力を維持し、国家により頑丈に囲まれた籠のなかで、資本と労働者が制限された取引の「自由」を行使する関係構図を形成させたのである。対内的な体制改革も、対外的な開放も、国家統制の籠の量的な大きさを変えることができたものの、(今のところ)上述の三者間の関係構図を質的に変えることはできなかった。1994年「労働法」が、過去25年余りの間に、社会主義と資本主義という二つのモメントの浮き沈み(運動)の影響を受け、極めて不安定で、不確実な法的構造を呈しているながらも、上述の近代市民法における「雇用関係」を確実に拒絶してきたのは、国家により作り上げられた頑丈な統制の籠を、それが崩れていく危険性から守るためである。

また、本稿では社会主義労働の二重構造に関する憲法解釈(第1章)と、労働合同(とりわけ賃金)の法的構造に関する法解釈(第2章)を通して、社会主義労働法理が国家による労働の収奪を可能にするメカニズムを明らかにしてきた。資本主義から共産主義社会への過渡的段階におかれた社会主義社会において、労働者にはある種の特殊な「歴史的・政治的・経済的」責務が課され、積極的に全社会の資本の蓄積に寄与する義務が発生する。そこで、全社会の代表である国家に自らの労働成果を「贈与」し、移転させることが求められるのである。これが国家による労働の収奪が発生するメカニズムであるが、社会主義労働法理はそれに必要な法理論上の根拠を提供する。「雇用労働」のベースにある私的労働力所有制は、このメ

カニズムの運行を妨害する働きをする。つまり、このような大義名分の下で行われる国家による労働の収奪を妨げるのである。

さらに本稿では、1982年憲法とその改正版において、このような労働の成果を労働者から国家に移転させるメカニズムが維持され、1994年「労働法」の法的構造を形作っていったことについても明らかにした。そして、そのメカニズムによってカバーされる範囲が、中国の労働人口の8割以上を占め、グローバルな資本主義経済チェーンラインの末端で中国経済のテイクオフを支えた出稼ぎ農民にまで及んでいたことを確認した。さらに、市場経済時代において、社会主義労働がもっていた共産主義の理想という「宗教の外衣」が脱落していくことにつれ、次第に国家（資本）・労働者の関係はバランスを崩していき、国家資本の絶対的優位と労働者の「無権利化、底辺化」（上原一慶 2009）をもたらしたのである。その結果、このメカニズムは、ファーウェイやアリババなど中国型国家資本主義のチャンピオン企業の「隆盛」を作り出す一方、2020年5月の段階で6億人が月収1000元（16,208円）の暮らしを強いられる労働者階級の「貧困」をも同時に作り出してきた。これは、それでもなお、市場経済時代の労働制度改革の出口に「自由且つ独立した市場主体地位」を獲得した労働者たちが待っているだろうと期待を込めている人々に、そのような淡い幻想から目を覚まさせるものである。

最後に、本稿は、中国労働法に関する緻密な理論よりも、中国労働法の法的構造に関する一つの新たなストーリーを描きだすことに力を注いだ。1994年「労働法」を母法として築きあげられた市場経済時代の労働制度に関する体系的な理論研究は、最初のボタンからかけ直す必要があると考えられる。本稿は、それに向けた（小さな）一歩となるだろう。

注

- (29) 2020年5月28日、13回全国人民代表大会3次会議閉幕後、国務院総理・李克強が記者会見を開き、中国では約6億の人口が月収1000元程度で暮らしていることを認めた。「李克強：中国人均年収3万 但有6億人月收入

1000 元」、網易ニュース、2020 年 5 月 29 日、<https://news.163.com/20/0529/07/FDPESQ2H0001899O.html> (2021 年 1 月 31 日最終確認)。

参考文献 (日本語：著者名のアイウエオ順、中国語：著者名のピンイン順、英語：著者名のアルファベット順)

- 青木國彦 (1988) 『『労働に応じた分配』と商品制とマルクス社会主義』、『社会主義経済研究』第 11 号、30-48 頁。
- 今村仁司 (1994) 『近代性の構造：「企て」から「試み」へ』講談社、1994 年。
- 上原一慶 (2009) 『民衆にとっての社会主義 — 失業問題からみた中国の過去、現在、そして行方』青木書店、2009 年。
- 宇野弘蔵 (1964) 『経済原論』岩波全書、1964 年。
- 小嶋正巳 (1972) 『中国社会主義労働の研究』評論社、1972 年。
- 梶谷懐 (2014) 「中国『国家資本主義』論の再検討：分配問題を中心に」、『国民経済雑誌』第 210 期 4 号、13-31 頁。
- 加藤弘之 (2013) 『『曖昧な制度』としての中国型資本主義』NTT 出版、2013 年。
- 加藤弘之・上原一慶 (2009) 『中国経済論』ミネルヴァ書房、2009 年。
- 鄒庭雲 (2018) 論評『中国賃金決定法の構造 — 社会主義秩序と市場経済秩序の交錯』、『日本労働研究雑誌』第 695 巻、2018 年、100-103 頁。
- トニー (1956/2017) 『宗教と資本主義の興隆：歴史的研究 (上)』(出口勇蔵・越智武臣訳) 岩波書店、1956 年/2017 年。
- 西村幸次郎 (1984) 「中国公民の個人的所有権」、『比較法学』第 18 巻第 1 号、1-22 頁。
- イアン・ブレマー (2011) 『自由市場の終焉 — 国家資本主義とどう闘うか』(有賀裕子訳) 日本経済新聞出版社、2011 年。
- 丸山知雄 (2006) 「中国労働市場の構造変化と労働関連諸制度の改革課題」、連合総研研究会 (2006 年 3 月 20 日)、<https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/~marukawa/chikakuupdate.pdf> (2021 年 1 月 31 日最終確認)。
- バリントン・ムーア (1987) 『独裁と民主政治の社会的起源 II』岩波書店、1987 年。
- 向山寛夫 (1968) 『中国労働法の研究』中央経済研究所、1968 年。
- 森岡真史 (2011) 「社会主義の過去と未来 — 科学・闘争・規範」、『経済理論』第 48 巻第 1 号、26-38 頁。
- 森下之博 (2017) 『中国賃金決定法の構造 — 社会主義秩序と市場経済秩序の交錯』、早稲田大学出版部。
- 矢吹晋 (1991) 「住宅の商品化を提唱・蘇星」、『日中経済協会会報』1991 年 4 月号、44-54 頁。または、<http://www2.big.or.jp/~yabuki/new/1983-1991brai>

- ntrust.pdf (393-404 頁、2021 年 1 月 31 日最終確認)。
- 山下昇 (2003) 『中国労働契約法の形成』 信山社、2003 年。
- 山本恒人 (2020) 「中国の体制規定とその変革の論理」、芦田文夫等著『中国は社会主義か』かもがわ出版、2020 年。
- 劉波 (1998) 「制度改革と労働契約法制」、『日本労働法学会誌』第 92 号、1998 年、37-57 頁。
- 常凱 (2013) 「労働関係の集体化転型与政府劳工政策的完善」、『中国社会科学』2013 年第 6 期、91-108 頁。
- 陳峰 (2020) 『当代中国の国家与劳工：制度、衝突与変遷』、香港中文大学出版社、2020 年。
- 陳謀箴 (1987) 「労働力の合理流動不是労働力商品売買」、『中国経済学問題』1987 年第 5 期、40-44 頁。
- 迪生 (1986) 「社会主義労働合同制和資本主義雇用労働制度有什麼区别？」、『中国経済体制改革』1986 年第 9 期、59 頁。
- Gallagher, Mary E. (2010) 『全球化与中国劳工政治』(郁建興・肖揚東訳)、浙江人民出版社、2010 年。(英語版原著) *Contagious capitalism: Globalization and the politics of labor in China*. Princeton: Princeton University Press, 2005.
- 何偉 (1996) 「西方観点不是反对労働力商品の論拠」、『改革』1996 年第 2 期、72-77 頁。
- 黃士林 (1983) 「推行労働合同制需要解決的幾個問題」、『經濟管理』1983 年第 7 期、17-20 頁。
- 黃宗智 (2013) 「重新認識中国労働人民：労働法規の歴史演變与当然的非正規經濟」、『開放時代』2013 年第 5 期、56-73 頁。
- 蔣家俊 (1980) 「関予社会主義労働力所有制關係問題」、『學術月刊』1980 年第 6 期。
- 江蘇省总工会弁公室 (1994) 「職工關心的是出台一部甚麼樣的『労働法』——職工对『労働法』取向掃描」、『中国工运』、1994 年第 4 期。
- 蔣学模 (1980) 「社会主義制度下労働力所有制問題的我見」、『學術月刊』1980 年第 11 期。
- 蔣学模 (1986) 「再論公有制基層上的有計画の商品經濟」、『學術月刊』、1986 年第 2 期、1-8 頁。
- 李光遠 (1982) 「労働力所有制論質疑」、『經濟研究』1982 年第 1 期、8-17 頁。
- 梁超 (1982) 「社会主義条件下的労働力は‘基本公有’、‘部分個人所有’嗎？—与伍昂同志商榷」、『四平師院学报』1982 年第 2 期、82-86 頁。
- 林雲 (1985) 「試論労働合同制的性質」、『理論探索』1985 年第 1 期、14-17 頁。

- 伍昂 (1981) 「關於社會主義條件下勞動力部分個人所有關係及其意義」、《經濟問題探索》1981年第1期。
- 巫繼學 (1980) 『勞動力個人所有權是按勞分配的基礎』、《江淮論壇》1980年第5期。
- 吳敬蓮 (2018) 『見証重大改革決策改革親歷者口述史』、中國經濟體制改革研究會編、社會科學文獻出版社、2018年。
- 夏積智 (1992) 「實行勞動合同制是中國勞動制度改革的必由之路」、《中國勞動科學》、1992年第1期、13-15頁。
- 夏積智、唐雲岐 (1995) 『勞動法通俗講話』中國勞動出版社 (《中國勞動報》社、勞動部勞動科學研究所編)。
- 徐小洪 (2009) 「勞動法的價值取向：效率、勞動者主體地位」、《天津市工會管理幹部學院學報》2009年3月、第17卷1期、46-49頁。
- 薛暮橋 (1979) 『中國社會主義經濟問題研究』、北京人民出版社、1979年 (邦訳：中華書店、1980年)。
- 薛暮橋 (1996) 『薛暮橋回憶錄』、天津人民出版社、1996年。
- 姚先國等 (1995) 「勞動力產權與勞動力市場」、《中國人民大學經濟改革與發展研究院會議論文集》、1995年、102-110頁。
- 姚先國等 (1997) 「按勞分配新解：按勞動力產權分配」、《學術月刊》1997年第5期、49-54頁。
- 張靜 (1984) 「社會主義制度下勞動力所有制問題」、《中國經濟科學年鑑》1984年、222-225頁。
- 庄麗娟等 (1999) 「勞動制度深化改革的關鍵：確立勞動力產權」、《嶺南學刊》1999年第3期、22-25頁。
- 最高人民法院勞動法培訓班 (1995) 『勞動法基本理論與實務講座』、法律出版社 (北京) 1995年。

Blanpain, Roger ; Bisom-Rapp, Susan ; Corbett, William R. ; Josephs, Hilary K. ; Zimmer, Michael J. (2007) *The Global Workplace (International and Comparative Employment Law – Cases and Materials)*, Part11 China, Cambridge University Press, pp. 462-523.

Ding, D. Z., & Warner, M. (2001) China's Labour-Management System Reforms : Breaking the 'Three Old Irons' (1978-1999), *Asia Pacific Journal of Management*, 18(3), pp. 315-334.

Josephs H. K (1995) Labor Law in a Socialist Market Economy : The Case of China, *Columbia Journal of Transnational Law*, 33(3), pp. 559-581.

Ngok, Kinglun (2008) The Changes of Chinese Labor Policy and Labor Legislation in the Context of Market Transition, *International Labor and Working-*

- Class History*, 73, Labor in a Changing China (Spring, 2008), pp. 45-64.
- White, G. (1988) State and market in China's labour reforms, *Journal of Development Studies*, 24(4), pp. 180-202.